

福岡県コロナ対応型木質リノベーション推進事業補助金(第2期)募集要領

1 事業の概要

民間非住宅分野における県産木材の利用を促進することを目的とし、ウィズコロナ社会に対応したリノベーションにおいて、県産木材を活用した改装経費の助成を行います。

2 助成の内容

(1) 対象物件

不特定多数の者が利用する、福岡県内の民間の店舗・オフィス等。

店舗にはオフィス部分が壁で仕切られず、連続した空間にある店舗兼オフィスを含み、オフィスについては、コワーキングスペース、貸し会議室に限ります。

※店舗・オフィスのほかは交通機関（待合施設、停留所等）、病院、介護施設、子育て支援施設、宿泊施設など不特定多数の者が利用する施設を対象とします。

(2) 助成対象者

福岡県内で建設業法第3条の規定に基づく建設業の許可を受けた事業者

(3) 助成額

内装の木質化及び木製外構施設の設置を行う対象範囲の床面積1㎡当たり下記に定める金額を乗じた金額に、木製家具の導入経費の1/2の金額を加えた額以内。

ただし、対象範囲1㎡当たり50千円を乗じた金額を超えないこととし、1件当たりの補助金の額は原則5,000千円を上限とします。

対象範囲に対する県産木材の表面積の割合	対象範囲に乗じる金額
30%以上 100%未満	10千円
100%以上 150%未満	20千円
150%以上 200%未満	30千円
200%以上 250%未満	40千円
250%以上	50千円

(4) 実施要件

- ①感染防止に配慮した木質化であること。
- ②業種別ガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染防止対策を行い、福岡県が取り組む「感染防止認証マーク」または「感染防止宣言ステッカー」の登録を申請及び掲示すること。
- ③身体的距離を確保する等の新しい生活様式に配慮する改装（横並び席、間仕切り、テラス席等）を実施すること。
- ④利用者に対して、県産木材利用の旨を明示すること。
- ⑤利用者や来訪客の目に触れる場所で県産木材による木質化を行うこと。
- ⑥他の補助事業も活用する場合、本事業による補助対象部分を明確にして申請すること。
- ⑦床、内壁、内装天井等の仕上げ材及び木製外構施設において、使用する県産木材の表面積（福岡県産木材表面積）が、対象範囲の面積の30%以上であること。
- ⑧木製外構施設の表面の全てが県産木材であること。
- ⑨木製家具のうち木部の表面の一部が県産木材であること。

3 募集期間

募集期間は下記のとおりとします。

令和4年1月14日（金）～令和4年3月11日（金）
※当日消印有効

4 申請書提出先

申請書の提出先は県が委託する下記事業者になります。
なお、申請書は2部提出してください。

○一般社団法人 福岡県木材組合連合会
〒810-0001 福岡市中央区天神3丁目10番27号（天神チクモクビル3階）
〈TEL〉 092-714-2061
〈FAX〉 092-714-2062

5 申請にあたっての注意事項

- (1) 1事業者あたりの申請件数の上限は5件までとします。
- (2) 補助金の交付決定は3月中旬以降、書面により県から通知します。
なお、交付決定前に着手した事業は助成の対象となりません。
- (3) 予算の状況によっては募集期間終了前に、募集を終了する場合または募集期間終了後に2次募集を行う場合があります。募集期間終了前に募集を終了する場合、終了日の1週間前までに県ホームページでお知らせしますのでご確認ください。
- (4) 県は予算の範囲内で補助金の交付決定を行うため、交付申請額満額での交付決定が受けられない場合があります。

6 事業に関する問い合わせ先

事業に関する問い合わせ先は下記のとおりです。

○福岡県 農林水産部 林業振興課 木材流通係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（県庁5階北棟）
〈TEL〉 092-643-3549
〈FAX〉 092-643-3541